

中学生のみなさんへ

よりよい学校生活・社会生活を目指して

美郷町教育委員会

自分も過ごしやすく、みんなも過ごしやすい。お互いがお互いを認め合って、一人一人の居場所がしっかりある。そんな学級や学校でありたいですね。
そのためには、一人一人がどのようなことを心がけるのがよいのでしょうか。



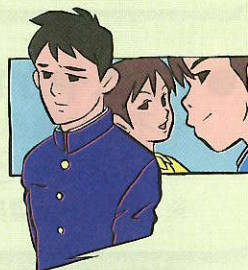
1. 考えてみましょう。

*こんな学級や学校にしたい

*そのために自分ができること

2. でも、万が一いじめ等で困ったことが起こったら……。

自分がいじめを受けて悲しい思いをしていたり、
友達がいじめられていることを知ったりしたらどうしますか？
誰にも相談せずに黙っていてもいいのでしょうか？
自分一人で抱えこまずに、まずは誰かに相談することが大切です！



一番大切な、かけがえのないもの…それは「命」です。

自分の命、友達の命を守るためにも、すべての人の人権を守るためにも、
SOSを出したり、SOSを見逃したりしないようにしましょう。

●例えばこんなとき「自分が、…」「周りの友達が、…」

- ・冷やかしかからかい、悪口を言われる。
- ・ぶたれたり叩かれたり蹴られたりする。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいことをされたり、させられたりする。
- ・危険なことをされたり、させられたりする。
- ・仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、悪口を書かれたり嫌なことをされたりする。
- ・その他

家族、先生、友達…
だれかに
相談しよう！



学校の電話番号……………

0187－



教育委員会担当の電話番号…

0187－84－4914

※この他にも、秋田県には相談電話がいろいろあります。(裏に載せています。)

保護者の皆様へ

子どもたちのよりよい学校生活・社会生活を目指して

美郷町教育委員会

子どもたちが、「人権」をしっかりと意識して生活するよう、そして、子どもたちの誰もが過ごしやすくお互いを認め合って学校生活等を送れるよう、学校・保護者・地域が連携して、見守ったり環境づくりをしたりしていきたいものです。

いじめの問題が世の中では大きく取り上げられていますが、誰にでも起こりうることであり、皆でアンテナを高くしていきましょう。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
(「いじめ防止対策推進法」より)

2. 保護者、地域住民の力を！

- ①家庭や地域において子どもを見守り、あいさつや声かけを行い、子どもたちが安心して過ごすことのできる環境づくりに努めましょう。
- ②家庭内で「いじめは決して許さない。」という毅然とした態度で子どもに接し、規範意識を養うための指導等を行うように努めましょう。また、子どもがいじめを受けた場合は適切に保護しましょう。
- ③いじめを発見したときは、速やかに、学校、町、または関係機関等に情報を提供するように努めましょう。

一番大切な、かけがえのないもの…それは「命」です。

3. 我が子は大丈夫？ 子どもの変化に敏感に！ 早期発見と対話が大切です。

●例えば

- | | |
|---|---|
| ☐ 急に口数が少なくなった | ☐ 学校の話や友達の話をしなくなった |
| ☐ 持ち物が変わった | ☐ 登校しぶりをするようになった |
| ☐ 服を汚して帰ることがあるようになった | ☐ 顔や体に傷がある |

など、子どもさんの変化をいち早くキャッチできるのは家族です。
変だなと思ったら、子どもさんに寄り添い、話を聞いてみてください。



学校の電話番号……………

0187－



教育委員会担当の電話番号…

0187－84－4914

※この他にも、秋田県には相談電話がいろいろあります。(裏に載せています。)